

# 令和 6 年第 1 回定例会

令和 6 年      2 月 1 4 日    開会  
同                      日    閉会

## 多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

令和 6 年 2 月 1 4 日

---

## 議事日程

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 管理者発言
- 第 4 議案第 1 号 多野藤岡医療事務市町村組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 2 号 多野藤岡医療事務市町村組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 3 号 令和 5 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 第 7 議案第 4 号 令和 5 年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）について
- 第 8 議案第 5 号 令和 6 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について
- 第 9 議案第 6 号 令和 6 年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算について
- 第 1 0 一般質問

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（１８名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 中 山 晴 親 君 | 2 番  | 丸 山 保 君   |
| 3 番  | 中 澤 秀 平 君 | 4 番  | 内 田 裕美子 君 |
| 5 番  | 野 口 靖 君   | 6 番  | 大久保 協 城 君 |
| 7 番  | 青 木 貴 俊 君 | 8 番  | 窪 田 行 隆 君 |
| 9 番  | 湯 井 廣 志 君 | 10 番 | 冬 木 一 俊 君 |
| 11 番 | 吉 田 達 哉 君 | 12 番 | 高 橋 淳 君   |
| 13 番 | 荒 木 征 二 君 | 14 番 | 丸 山 覚 君   |
| 15 番 | 三 澤 望 太 君 | 16 番 | 佐 藤 学 君   |
| 17 番 | 山 崎 恒 彦 君 | 18 番 | 栗 原 透 君   |

## 欠席議員（１名）

|      |           |
|------|-----------|
| 19 番 | 松 本 文 和 君 |
|------|-----------|

## 説明のため出席した者

|                                                                     |             |                                             |             |
|---------------------------------------------------------------------|-------------|---------------------------------------------|-------------|
| 管 理 者                                                               | 新 井 雅 博 君   | 組 合 事 業 統 括<br>兼 病 院 長                      | 塚 田 義 人 君   |
| 病 院 長 補 佐                                                           | 設 楽 芳 範 君   | 介 護 老 人 保 健<br>施 設 長                        | 河 合 弘 進 君   |
| 事 務 局 長 兼<br>経 営 管 理 部 長                                            | 三 井 清 光 君   | 看 護 部 長                                     | 高 田 幸 子 君   |
| 薬 剤 部 長                                                             | 堀 口 裕 之 君   | 診 療 支 援 部 長                                 | 高 田 哲 也 君   |
| 参 事 兼<br>し ら さ ぎ 管 理 課 長                                            | 横 坂 政 彦 君   | 総 務 課 長                                     | 塩 川 広 幸 君   |
| 用 度 課 長                                                             | 新 井 誠 十 郎 君 | 企 画 財 政 課 長                                 | 新 井 恵 介 君   |
| 課 長 兼<br>患 者 支 援 セ ン タ ー<br>事 務 統 括 兼<br>緩 和 ケ ア セ ン タ ー<br>事 務 統 括 | 清 宮 き よ 江 君 | 医 事 情 報 課 長 兼<br>健 康 管 理 セ ン タ ー<br>事 務 統 括 | 五 十 嵐 哲 二 君 |
| 課 長 兼<br>安 全 管 理 セ ン タ ー<br>事 務 統 括 兼<br>安 全 管 理<br>グ ル ー プ リ ー ダ ー | 黒 澤 透 君     |                                             |             |

## 事務局職員出席者

|                   |      |                                          |      |
|-------------------|------|------------------------------------------|------|
| 総務課<br>課長補佐       | 秋山裕子 | 研修管理センター<br>事務統括兼<br>総務課医局秘書<br>グループリーダー | 金澤祐子 |
| 総務課<br>総務グループリーダー | 新井敬継 | 総務課主査                                    | 大澤佑典 |
| 総務課主事             | 桜井大弥 |                                          |      |

## 開会の挨拶

議長（湯井廣志君） 傍聴人の皆様に申し上げます。

当組合議会傍聴規則により、会議中は傍聴人の守るべき事項を遵守していただきますようお願いいたします。また、傍聴席においては、写真、動画などの撮影または録音などはしてはなりませんので、併せてお願いいたします。

議会開会に先立ち、ご報告申し上げます。

会議規則第2条の規定に基づき、本日の会議について欠席届が松本文和議員より提出されておりますので、ご報告申し上げます。

次に、議員各位にお願い申し上げます。

今期定例会は、新型コロナウイルス感染症対策のためマスクの着用をしていただき、発言の際もマスクの着用のままお願いいたします。

なお、議長においても、感染拡大防止のためマスクを着用することといたします。

議事進行等で聞きづらい点もあるかもしれませんが、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議会開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和6年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会が招集になりましたところ、議員各位には極めてお忙しい中、多数のご出席をいただきまして開会できますことを心より御礼申し上げます。

今期定例会に提案されるものは、議案6件でございます。

慎重にご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営等に誠に不慣れな私でございますが、議員各位のご協力をいただきまして、円滑な議事運営が行われますようお願い申し上げます。簡単でございますが、開会の挨拶といたします。

議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願いいたします。

---

## 開会及び開議

午後2時10分開会

議長（湯井廣志君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから、令和6年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

## 第1 会期の決定

議長（湯井廣志君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 1 日といたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（湯井廣志君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

---

## 第 2 会議録署名議員の指名

議長（湯井廣志君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 77 条の規定により、議長において、3 番、中澤秀平君、13 番、荒木征二君を指名いたします。

---

## 第 3 管理者発言

議長（湯井廣志君） 日程第 3、管理者発言であります。管理者。

管理者（新井雅博君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

令和 6 年第 1 回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変ご多忙の中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、去る 1 月 1 日に発生をいたしました能登半島地震における本組合の対応でございますが、本組合からも D M A T 隊が 2 部隊出動をいたしましたところであります。その他におきましても、各協会より要請を受けまして看護師等も災害支援活動を実施いたしているところでございます。ご報告をさせていただきます。

本組合におきましても、地域住民の皆さんに地域災害拠点病院として安心と充実した医療を提供できるよう今後も努めてまいり所存でございますので、引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本議会に提案をいたしました案件は、組合各事業の令和 6 年度予算をはじめ 6 件の審議をお願いするものでございます。いずれも重要案件でございますので、慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いを申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

## 第 4 議案第 1 号

議長（湯井廣志君） 日程第 4、議案第 1 号、多野藤岡医療事務市町村組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（三井清光君） 議案第 1 号、多野藤岡医療事務市町村組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が令和 6 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、同法を引用している箇所に条ずれが生じたことから、所要の改正をお願いするものでございます。

改正の内容であります。第 4 条に規定する地方自治法第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項を、第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項に改めるものでございます。

施行日につきましては、令和 6 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（湯井廣志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑をお願いします。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（湯井廣志君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第 1 号、多野藤岡医療事務市町村組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（湯井廣志君） 起立全員であります。よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

---

## 第 5 議案第 2 号

議長（湯井廣志君） 日程第 5、議案第 2 号、多野藤岡医療事務市町村組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（三井清光君） 議案第 2 号、多野藤岡医療事務市町村組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律におきまして、会計年度任用職員の勤勉手

当の支給に関する規定が整備されたことから、所要の改正をお願いするものでございます。

改正の主な内容であります。第2条第1項では、支給する手当として勤勉手当を加え、第10条第2項に規定する期末手当の期間率について、第4号で1か月以上3か月未満の期間率を100分の30に改め、第5号として、1か月未満の期間率を零とする規定を加えるものであります。

第10条の2及び第18条の2では、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関し、支給率を0.4875月とすることなどの規定を追加するものでございます。

また、附則第2条の本組合職員の育児休業等に関する条例につきましては、育児休業中の会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給するための改正となっております。

施行日につきましては、令和6年4月1日からとするものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（湯井廣志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（湯井廣志君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第2号、多野藤岡医療事務市町村組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（湯井廣志君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

## 第6 議案第3号

議長（湯井廣志君） 日程第6、議案第3号、令和5年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第3号、令和5年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、第3条の収益的収入及び支出で、病院事業収益1億75万7,000円の減額補正、病院事業費用3,196万円の増額補正、第4条の資本的収入及び支出で、公立藤岡総合病院資本的収入1,123万2,000円の増額補正、資本的支出1,123万2,000円の増額補正となっております。

また、第5条は、議会の議決を必要とする経費で、職員給与費の補正に伴うものであります。

第6条は、棚卸資産の購入限度額を改めるものでございます。

以上、提案説明といたします。慎重ご審議いただきますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明をいたさせますので、よろしくをお願い申し上げます。

議長（湯井廣志君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（三井清光君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

第2条は、業務の予定量を変更するものでございます。

入院については、年間患者数を11万6,132人から10万9,573人へ、1日平均患者数を317人から299人へ変更、外来では、年間患者数を17万2,478人から16万2,000人へ、1日平均患者数を709人から666人へ変更。

主な建設改良事業では、器械器具整備事業を1,123万2,000円に増額補正するものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の補正でございます。

収入では、病院事業収益1億75万7,000円の減額補正。内訳といたしまして医業収益3億7,495万9,000円の減額、医業外収益2億6,627万3,000円の増額、特別利益792万9,000円の増額でございます。

次に支出では、病院事業費用を3,196万円の増額補正。内訳といたしまして、医業費用322万3,000円の増額、医業外費用1,485万8,000円の増額、特別損失1,387万9,000円の増額でございます。

第4条は、資本的収入及び支出の補正でございます。

公立藤岡総合病院資本的収入では、補助金1,123万2,000円の増額補正。公立藤岡総合病院資本的支出では、建設改良費1,123万2,000円の増額補正でございます。

第5条は、議会の議決を必要とする経費の補正で、職員給与費5,502万9,000円の減額補正。

第6条は、棚卸資産の購入限度額を32億円に改めるものでございます。

以上、詳細説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（湯井廣志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑をお願いします。

大久保協城君。

議員（大久保協城君） 今、経営管理部長のほうから詳細の説明というふうなことがあったんですけども、ここに掲載されている数字を読み上げられただけのことですよね。

5ページ、入院患者数、外来患者数ともに下方修正されています。入院にあっては6,500名強、外来にあっては1万人を超えて下方修正されており、さっき管理者のほうから提案理由の説明の中で、収入は減ったけれども、経費は増えたんだと、ざっくり言うたそういう説明がありました。その数字、細かいところを羅列されているのを、今、経営管理部長が朗読しただけだ。何でこういうふうなことになるのか、その理由が分かりましたらお示してください。

議長（湯井廣志君） 企画財政課長。

企画財政課長（新井恵介君） お答えいたします。

患者数の補正值については11月までの実績と過去5年間の比率で算出しています。当初予算については、新型コロナの状況がないものとして策定していることが補正での減少の要因となっております。5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が5類になりましたが、対応としては変わらずに病床の確保や病床制限、病棟閉鎖等により入院患者数が減少している状況となっております。ただ、実績としては令和4年度よりもかなり増加している状況ではあります。外来につきましては、紹介型外来に伴う選定療養費や新型コロナの影響で減少している状況ですが、令和3年度、令和4年度は前年に対して増加していて、おおむね1日平均670人前後で安定しているような状況となっております。

以上です。

議長（湯井廣志君） 大久保協城君。

議員（大久保協城君） 今、入院患者数と外来患者数のことについて答弁いただきましたけれども、そういったことがこの収益だったり支出だったり、どんなふうに関係づけられるのか、そこら辺のところも併せて説明いただきたいと思います。

議長（湯井廣志君） 企画財政課長。

企画財政課長（新井恵介君） お答えいたします。

収益につきましては、単純に患者数の減に伴い減少しておりますが、それに伴う病床確保の補助金が今年度上半期については半減しておりますが、3億円

程度補填されている状況になっております。

費用の増加については、主な要因としては薬品費が2億2,400万円増加しておりまして、実際1割以上増加しているんですが、これについては費用だけではなくて収益にも反映しているものとなります。収益も増加するんですが、同時に費用も膨らんでいるといった状況になっております。

以上です。

議長（湯井廣志君） 大久保協城君。

議員（大久保協城君） ちょっとなかなか分かりづらいんですけども、薬代が高くなったと、分かりやすく言うとそういうことですね。

企画財政課長（新井恵介君） 増加しています。

議員（大久保協城君） 増加している。

企画財政課長（新井恵介君） はい。

議員（大久保協城君） それ当然医療費に結びついてくるわけでしょうから、収益のほうにだってつながるわけですね。でも、収益のほうについては落ちているわけですね、全体を見ると。何で落ちているんですかということを知っているんで、答弁のつじつまが合わないような気がするんですけども、教えてください。

議長（湯井廣志君） 企画財政課長。

企画財政課長（新井恵介君） お答えいたします。

収益が当初よりも落ちている原因としては、これまでコロナの補助金で患者数の減少分を補填してきて、十分過ぎるほどの補助金があった状況だったんですが、今年度の上半期でその補助金もほとんど終わりました。金額についても単価が7万程度から4万まで下がっている状況です。当初よりも損失が1億円以上増加しているんですが、それについては補填し切れない部分といったこととなります。費用の増加については、主な理由としては薬品費なので、それは収益のほうに反映している状況です。

以上です。

議長（湯井廣志君） 大久保協城君。

議員（大久保協城君） そうすると、今、コロナが5類になって、今後の経営の見通しというのをどうしていかなきゃならないんですか。最後、こういうふうな形で質問しようと思ったんですけども、後ろのほうから少し助言があったんですが、先ほど説明がありました。病院経営強化プランについて、今、企画財政課長が答弁されたようなことをほかのスタッフ、また医療の現場のほうでもきちっと共有されているのかどうなのか、そういったことで今回このところに出ているこういう数字、入院患者数が減っている、外来患者数が減っている、そういったことを現場の方たちがどんなふうに関心を持って、今後対応していこ

うとしているのか、そういうことがきちっと共有されなければ、書いただけで、こんなプラン幾ら上げたって改善なんかされませんよ。

特定病院でしたか、ちょっと藤総の病院の位置づけですけれども、紹介状がなければ、今、かかることができない。それぞれの病院から紹介してもらえる病院、信頼されていく病院であることがまず一番ですよ。それは、先生方だったり看護師の皆さんだったり、やはり一番の広告塔なんだろうと思うんです。あの先生に診てもらえば、この病院にかかるこんなだ、あんなだと、そういうことの中で経営も改善されていくんじゃないですか。このことについて、どなたか答弁できる方いらっしゃいましたら、答弁をお願いしたい。

質問終わります。

議長（湯井廣志君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（三井清光君） お答えをいたします。

先ほど強化プランについて厳しい意見もいただきました。この強化プラン策定につきましては、私が4月に就任した際、企画財政課職員全員で自分たちだけでは力不足なので、ぜひ外からの力を入れたいんだと、この計画を絵に描いた餅にしたいという熱い気持ちがあって私にお願いに来ました。その意気込みを買って、全部全とお任せをするだけではなく、自分たちがしっかり参加するようにと説明した上で、導入を許したという経緯でありました。

実際に見てみますと、非常に細やかな協議が行われておりました。例えば、看護師の方をしっかりと集めて、そのコンサルを入れながら当院にこれが合うのか合わないのか協議を実施し、また、医師の部分に関しましても、HCU病棟をハイケアユニットとして実施するため病棟をかなり縮小、小さくして実際の高度急性期医療をこの地域にしっかりと根付けるという意思のもと、重篤な患者さんの受け入れ先としてこの病院をしっかりと支えていく計画をつくろうということで、医師にも協力していただいて、しっかり理解をしていただきながらこの計画を策定いたしました。

私たち事務屋といたしましては、やはりこの病院を運営していく中で、お金がなくなってしまうとは、この病院の維持はできないんです。これは本末転倒であると思っております。そのためには、私たちの力だけではなくて、やはり医師、看護師、コメディカル、薬剤部、こちらの方々全てが一丸となってこの計画に基づいてこの病院を支えていかなくてはならない。また、この地域の住民の方々を支えていかなくてはならないという強い使命の下、今回この計画を策定させていただきました。

まだ計画段階です。実施しておりません。今、実施に向けて着々と看護師、医局共に動いております。ただ、これ結果がどうなるかという部分が一番だと思っておりますので、この計画どおり全てうまくいくのかどうかも含めて、し

っかり検証しながら皆さんにしっかり報告をして、将来の病院像が見られるようなしっかりしたプランをつくった上で、その先を皆さんに見ていただきたいなと思っておりますので、ぜひ皆様、この病院のことを厚く見守っていただければと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。私達も責任を持ってしっかりこの病院を支えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（湯井廣志君） 他にご質疑はございませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（湯井廣志君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第3号、令和5年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第2号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（湯井廣志君） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

## 第7 議案第4号

議長（湯井廣志君） 日程第7、議案第4号、令和5年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第4号、令和5年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、第3条の収益的収入及び支出で、介護老人保健施設事業収益4,272万1,000円の減額補正、訪問看護事業収益1,988万3,000円の減額補正、介護老人保健施設事業費用1,795万5,000円の減額補正、訪問看護事業費用711万円の減額補正。

第4条の資本的収入及び支出で、介護老人保健施設事業資本的収入112万5,000円の減額補正、資本的支出150万円の減額補正、訪問看護事業資本的支出19万円の減額補正となっております。

また、第5条では、議会の議決を必要とする経費で職員給与費の補正に伴う

ものでございます。

以上、提案説明といたします。慎重ご審議いただきますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明をいたさせますので、よろしくをお願いを申し上げます。

議長（湯井廣志君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（三井清光君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

第2条は、業務の予定量を変更するものでございます。

介護老人保健施設につきましては、入所の年間延べ療養者数を2万7,084人から2万4,888人へ、1日平均療養者数を74人から68人へ変更、通所年間延べ利用者数については1万1,008人から8,448人へ、1日平均利用者数は43人から33人へ変更、訪問看護ステーションにつきましては、年間延べ利用者数を1万2,393人から1万2,060人へ、1日平均利用者数を51人から42人へ変更するものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の補正でございます。

収入は、介護老人保健施設事業収益を4,272万1,000円の減額補正。内訳といたしまして、事業収益4,242万1,000円の減額、事業外収益30万円の減額。訪問看護事業収益では1,988万3,000円の減額補正。内訳といたしまして、事業収益2,019万3,000円の減額、事業外収益31万円の減額でございます。

次に、支出では、介護老人保健施設事業費用で事業費用1,795万5,000円の減額補正、訪問看護事業費用では711万円の減額補正。内訳といたしまして、事業費用704万3,000円の減額、事業外費用6万7,000円の減額でございます。

第4条、資本的収入及び支出の補正でございます。

介護老人保健施設事業資本的収入では、補助金112万5,000円の減額補正、介護老人保健施設事業資本的支出では、建設改良費150万円の減額補正、訪問看護事業資本的支出では、建設改良費19万円の減額補正でございます。

第5条は、議会の議決を必要とする経費の補正で、職員給与費1,335万9,000円の減額補正でございます。

以上、詳細説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（湯井廣志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結  
いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（湯井廣志君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。  
これより採決いたします。議案第４号、令和５年度多野藤岡医療事務市町村組  
合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第２号）について、本案は原案の  
とおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（湯井廣志君） 起立全員であります。よって、議案第４号は原案のとおり可決さ  
れました。

---

## 第８ 議案第５号

議長（湯井廣志君） 日程第８、議案第５号、令和６年度多野藤岡医療事務市町村組  
合立病院事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第５号、令和６年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事  
業会計予算につきましてご説明申し上げます。

第３条の収益的収入及び支出は、病院事業収益１２億７，６６７万６，０００  
円、病院事業費用１３億４，９４３万５，０００円であります。

続きまして、事業収支におきましては差引き６億４，２７５万９，０００円  
の純損失を計上いたしております。

次に、第４条の資本的収入及び支出は、公立藤岡総合病院資本的収入２億  
６，８３３万７，０００円、公立藤岡総合病院資本的支出２億２，９００万  
円を計上いたしております。

以下、第５条から第９条までは、所要の額及び予定支出の各項の流用につい  
て定めております。

以上、提案説明といたします。慎重ご審議いただきますようお願いを申し  
上げます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明をいたさせますので、よろ  
しくお願いを申し上げます。

議長（湯井廣志君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（三井清光君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

第２条の業務の予定量につきましては、入院の年間患者数１１万５，８１５

人、1日平均患者数317人、外来の年間患者数16万3,928人、1日平均患者数674人を予定するものでございます。

また、主な建設改良事業の予定額は、設備機器整備事業1億7,130万円、器械器具整備事業15億3,700万円を計上しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入では、病院事業収益127億7,667万6,000円を計上。内訳といたしまして、医業収益120億2,936万円、医業外収益6億3,490万4,000円、特別利益1億1,241万2,000円でございます。

次に、支出では、病院事業費用134億1,943万5,000円を計上。内訳といたしまして、医業費用128億2,632万1,000円、医業外費用5億8,711万2,000円、特別損失500万2,000円、予備費100万円で、事業収支6億4,275万9,000円の純損失でございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。

公立藤岡総合病院資本的収入では20億6,833万7,000円を計上。内訳といたしまして、他会計負担金4億6,333万7,000円、企業債16億500万円でございます。

公立藤岡総合病院資本的支出では29億2,900万円を計上。内訳といたしまして、建設改良費17億930万円、企業債償還金10億9,970万円、出資金1億2,000万円でございます。

第5条は、自動注射払出システム更新事業について、債務負担できる期間、限度額を定め、第6条は、設備機器整備事業及び器械器具整備事業について、企業債の限度額等を定めております。

第7条は、予定支出の各項の経費の流用について規定し、第8条、第9条は、それぞれ所要の額を計上しております。

今後も当院の基本理念である、地域住民から信頼される医療を提供するために、職員一同さらなる経営改善に努めてまいりたいと思っております。

以上、詳細説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（湯井廣志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） 41ページに第3条で収益的収入及び支出が計上されています。

先ほど審議をしました病院事業収益と比較をしますと、2億9,536万4,000円の収益の増、それから事業費用として支出のほうでは前年度と比較しまして4億2,748万円の増ということで、両方とも増額をしております。

す。先ほどの説明からすると、コロナの交付金が減ったり何か減ったりということでもありますけれども、どういう形でこの見積りを立てられたのか。収入より支出のほうが1億5,000万円以上の伸びとなっておりますけれども、経営改善をする中で収入よりも支出が伸びていくということは、改善が図られていないのかなと感じてしまうんですけれども、資本的収入及び支出等もありますけれども、ざっくりと見てこの病院事業会計の3条の収入支出だけを見ると、そういうことが見て取れるのかなというふうに思いますけれども、この辺の説明についてお伺いいたします。

議長（湯井廣志君） 企画財政課長。

企画財政課長（新井恵介君） お答えいたします。

予算の算出に関しては、令和5年度の患者数の増加と高度急性期病床の6割稼働、回復期リハビリ病棟の実績等を考慮しております。強化プランに沿った形で算出しております。増加になっている要因としては、HCUの高度急性期での稼働と、あとは患者数が前年に比べて、現状1日平均20人弱伸びていますので、この伸びも考慮して算出しております。

費用の増加に関してなんですが、通常でいけば前年度よりも損失は少ない状況の予算になるはずなんですが、電子カルテの導入に伴い消費税1億2,000万円程度の増、保守が5,000万円程度増加、それと資産減耗費、旧システムの廃棄分が4,000万円程度増加しているので、前年よりも損失の大きな予算となっております。

以上です。

議長（湯井廣志君） 吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） 電子カルテ等々で必要な費用が膨らんでいくということは、もうこれは仕方がないのかなとは思いますが、必要なものを全て導入することによって支出が増えると、最終的にはどうなっていくんでしょうか。

議長（湯井廣志君） 企画財政課長。

企画財政課長（新井恵介君） 現金の減少を伴って病院の経営が困難な状況になることになります。これを何とかするために、強化プランに沿って今後経費の大幅な削減に向けて努力したいと考えております。

議長（湯井廣志君） 吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） 大幅な削減というけれども、大幅な増額なんですよ、実際は。だから、その導入時期、そういったものも考慮しないといけないし、そのことをすることによって何か新しいものを導入することによって、ほかの経費が減るとか、人が少なくて済むから人件費が減るんだとか、そういったことがないと、何かを導入しても意味がないということになっちゃうんですね。ただ、電子カルテの場合はどうしても必要不可欠なものですから、これが要らないというこ

とはちょっと乱暴な協議になっちゃうので、一概にそういうふうには言えませんが、ただただ先ほどから改善とか改革プランだとかという割には、収入よりも支出が増えているので、どうやって改善をしていくのかなと、大幅な大幅なと言うけれども、どういうところにメスを入れて、どういうところをシェイプアップしていくのかな、その辺、何かお考えがあったらお聞かせいただきたいと思います。

議長（湯井廣志君） 企画財政課長。

企画財政課長（新井恵介君） お答えいたします。

確かに大幅なと言いましたが、金額的には高額であっても、全体としてそれがどれぐらいの改善になるかと言われれば、なかなか難しい状況があります。削減するものについては、給与費、薬品費、経費にほとんど限られてしまうんですが、給与費についてはなかなか働き方改革を推進する中で、同時に削減というのは難しい状況にあります。薬品費についても、増加していくのは仕方がない、収益に反映していきますので、全体として利益率を上げていくというところで、全体の中で改善を行っていきたいとは考えております。ただ、新しい高額な薬剤ほど利益幅が少ないという状況もあるので、なかなか難しい状況です。

一番現実的なのは、経費の中で特に委託料について見直しをすることが、当面、最も効果的であると考えておりますので、今後はそこに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

議長（湯井廣志君） 吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） 委託料というと、どういうところが一番大きな委託料なのかというところになると思うんですけども、その受付だとか事務系の方々ですか、それから電話等を受けてくれるの方々ですか、それを減らすとまた質が悪くなって、電話の応対が悪くなったり、結構市民の方からも僕たちに苦情が来るんですよね。だから、その辺をどういうふうに落とすのか、管理ができないで、ただただ削減をするんだとすると、管理職が仕事していないという話になっちゃうんだと思うんです。だから、具体的にどういうところをシェイプアップしていくんだか、その辺を言ってもらわないと、何となく漠然と思いつくこと、頭の中で思いつくことをぺらぺらと言われても、全然実感が湧いてこないんで、きちんと説明していただけますか。

議長（湯井廣志君） 企画財政課長。

企画財政課長（新井恵介君） お答えいたします。

先ほど吉田議員が言われたとおり、業務委託についてはかなりの高額な部分になりますが、考えている削減については、業務委託の中でも受付等について

は人件費が大きなものなので、なかなか削減というよりは今後増加傾向にあります。削減をしていきたいというところは、医療機械が増えて保守料がかなり高額なものになっておりますので、その保守料を今まで全て問題ないように組んできましたが、多少削るところは削るとか、現状から減額することを考えております。

議長（湯井廣志君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（三井清光君） 委託に関しましては、保守料ですね。基本的に機械がいろいろ入っています。それに対しての毎年かかる保守料というのがあります。そちらの中身という部分をしっかりともう少し追及をして、安くできるものであれば安くしていきたいという現状はあると思います。ただ、私、昨年4月からここ1年見てきました。非常にこの病院は無駄なものが多いと思っております。その無駄なものを一つ一つ、何といたしますか、積み重ねることによって、しっかりと経費も抑えられてくる部分だと思っております。目に見えるだけの額が削減できるか、なかなか難しい部分はあるかと思いますが、しっかりと今までできなかったものをできるように、職員一同が、先ほど言いましたけれども、信頼される、地域から信頼される医療を目指して、この病院をしっかりと支えていきたいと思っておりますので、ぜひ地域におけるこの病院の位置づけというのが重要になるように、私たち頑張っていきたいと思っております。

以上となります。

議長（湯井廣志君） 吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） いずれにしても、こうやって予算をつくるにはそれなりのものを積み上げてきて、そして我々に提出するわけですから、きちんとその辺のことも精査をしながらやっていただかないと、きちんとした答弁になりませんから、もう少し精度を上げた答弁をしてもらえるようお願いをしたいと思います。

そして、医療、看護、こういった部分についての削減というか、そういうことをし過ぎると、医療の質が下がるとか何だとかということになりますので、地域に愛される病院というのは、やっぱりお医者さんと看護師さんがしっかりと患者さんのケアをしてくれる、信頼できる病院ですので、そこら辺はあまり手をつけずに、手をつけても問題ないようなところから手をつけていただいて、しっかりと経営をしていっていただきたいと思います。期待して質問を終わります。

議長（湯井廣志君） 他にご質疑はございませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（湯井廣志君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。  
これより採決いたします。議案第5号、令和6年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（湯井廣志君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

## 第9 議案第6号

議長（湯井廣志君） 日程第9、議案第6号、令和6年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第6号、令和6年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算についてご説明申し上げます。

第3条の収益的収入及び支出では、介護老人保健施設、訪問看護の2事業を合わせて収入5億6,931万3,000円、支出6億3,174万円で、6,242万7,000円の純損失を計上いたしております。

次に、第4条の資本的収入及び支出でございますが、2事業を合わせて資本的収入で1億2,000万円、資本的支出では5,821万円を計上いたしております。

以下、第5条から第7条までは、所要の額及び予定支出の各項の流用について定めております。

以上、提案説明といたします。慎重ご審議いただきますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（湯井廣志君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（三井清光君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

第2条の業務の予定量につきましては、介護老人保健施設における入所の年間延べ療養者数2万5,915人、1日平均療養者数71人、通所の年間延べ利用者8,960人、1日平均利用者数35人。

訪問看護ステーションの年間延べ利用者数1万692人、1日平均利用者数

44人を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予算でございます。

収入では、介護老人保健施設事業収益4億6,104万1,000円を計上。内訳といたしまして、事業収益4億5,695万円、事業外収益408万1,000円、特別利益1万円でございます。

訪問看護事業収益では1億827万2,000円を計上。内訳といたしまして、事業収益1億478万2,000円、事業外収益349万円でございます。

次に、支出では、介護老人保健施設事業費用5億4,211万1,000円を計上。内訳といたしまして、事業費用5億3,683万3,000円、事業外費用517万5,000円、特別損失3,000円、予備費10万円でございます。

訪問看護事業費用では8,962万9,000円を計上。内訳といたしまして、事業費用8,908万1,000円、事業外費用44万8,000円、予備費10万円でございます。

事業収支につきましては、介護老人保健施設事業で8,107万円の純損失、訪問看護事業で1,864万3,000円の純利益となり、2事業合わせて6,242万7,000円の純損失を計上しております。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。

介護老人保健施設事業資本的収入は出資金1億2,000万円、介護老人保健施設事業資本的支出は5,619万円を計上。内訳といたしまして、建設改良費52万円、企業債償還金5,567万円でございます。

訪問看護事業資本的支出は、建設改良費202万円計上しております。

第5条は、一時借入金の限度額を定め、第6条は、予定支出の各項の経費の流用について規定し、第7条は、議会の議決を必要とする経費について所要の額を計上しております。

以上、詳細説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（湯井廣志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

大久保協城君。

議員（大久保協城君） さきの議員説明会の中で、介護老人保健施設しらさぎの里の今後の方針についてというふうなことが説明されましたけれども、この中で一番最後の5ページのところに、令和6年中の事業廃止に向けて手続を行うことが最良であると判断したというふうな一文があります。今年度の予算は、そういったことを踏まえた上での予算措置であるのか、また、それであれば、どこら辺にそこら辺が反映されているのか伺います。

議長（湯井廣志君） 企画財政課長。

企画財政課長（新井恵介君） お答えいたします。

来年度の予算に関しましては、まだそういったことが反映されていない予算で組んでおります。今後、決定されていく上で補正等が必要になるかと思えます。

以上です。

議長（湯井廣志君） 大久保協城君。

議員（大久保協城君） 当然そうなのでしょうね。ここで今後の方針というふうなことが書かれています。この今後の方針については、こういうことから閉鎖するんだというふうなこと。しらさぎ職員の処遇についてというふうなところはありますけれども、入所されている方、利用されている方についてのことは一切書かれていない。これについてどんなふうに進めていくのかお示しをいただきたいと思えます。

議長（湯井廣志君） 経営管理部参事兼しらさぎ管理課長。

参事兼しらさぎ管理課長（横坂政彦君） お答えいたします。

今現在、1月1日時点で55人の入所という状況なんです。今、もう50人を切るか切らないかと、少しずつ減っているような状況です。これから入所をしなければ、このまま徐々に、老健ですから、どうしても退所されて、自然と退所されて減っていくのはもう目に見えている状況ではあるんですけども、それを私とすればやっぱり寒い、暑い、こういう時期を避けた上で、やっぱり適切な時期に適切な場所に行かれるように、きちんと説明をしながら対処をしていきたいと考えております。

以上となります。

議長（湯井廣志君） 大久保協城君。

議員（大久保協城君） よく分かりました。近隣地域の介護事業所リストということで、この介護老人保健施設については、この中で2事業所があるだけです。当然この中で入所されている方、通所されている方は、違った形でのサービスを受けるような形になるんだと思えます。そういった中でいろいろなプランを立てていく中で、懇切丁寧にその入所・通所されている方に寄り添った方向性を示していただくようお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（湯井廣志君） 他にご質疑はございませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（湯井廣志君）      ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（湯井廣志君）      討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第6号、令和6年度多野藤岡医療事務市町村  
組合立介護老人保健施設事業会計予算について、本案は原案のとおり決するこ  
とに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（湯井廣志君）      起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決さ  
れました。

---

## 第10 一般質問

議長（湯井廣志君）      日程第10、一般質問を行います。

中澤秀平君の質問を行います。中澤秀平君。

議員（中澤秀平君）      議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問  
をさせていただきます。

医師の働き方改革についてということで、いわゆる医師の働き方改革という  
のは、大企業は2019年4月、中小企業は2020年4月から既に適用され  
ているところですが、医師は非常に労働時間が長い分野の業種として適用まで  
の猶予期間がこの3月までということで、来年度から2021年5月公布の法  
律に基づく罰則付きの時間外労働時間の上限規制が適用されることになります。  
一般的な働き方改革の時間外労働時間の規制は一月45時間を上限に、年360  
時間を上限としていて、特別の場合でも年720時間を上限とするものとなっ  
ています。

一方、医師については、基本的には月に100時間未満とする、年960時  
間を上限とする規制が適用されることになっています。一般的な労働者と比べ  
て長時間の労働が容認されている内容となっていますが、来年度からの適用に  
よって医療の提供体制に穴が空くことはないか、また、どのような影響がある  
のか伺いたいと思います。

まず、現状の医師の時間外勤務の状況がどうなっているか、1人当たりの平  
均の時間外勤務時間、最も長く時間外勤務を行った医師の時間外勤務時間数、  
また、来年度からの上限となる年間960時間を超えて時間外勤務をしている  
医師の数などをお知らせください。お願いします。

議長（湯井廣志君）      経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（三井清光君）      お答えをいたします。

医師の時間外勤務の状況でございますが、働き方改革関連法が平成31年4

月から順次施行され、医師の働き方改革についても令和6年4月より医師の時間外勤務の上限を年960時間とすることなどが定められ、施行されることとなっております。

このような中、本組合における常勤医師の宿日直を含めた過去2年間の時間外勤務の状況ですが、令和3年度の医師1人当たりの年間平均は514時間で、月平均は42.8時間となっております。また、上限時間を超えている医師の数は9名であり、その中で一番長い時間外勤務を行った医師は年1,370.5時間となっております。

次に、令和4年度の医師1人当たりの年間平均は494.1時間で、月平均は41.2時間です。また、上限時間を超えている医師の数は3名であり、その中で一番長い時間外勤務を行った医師は年1,259時間となっております。この2年間を比べますと、年平均は19.9時間の減、月平均も1.6時間減少しており、上限時間数を超えている医師についても6名減少しております。

令和5年4月から12月までの実績につきましては、医師1人当たりの月平均で39.5時間となっているところではありますが、診療科の性質上、夜間や休日の緊急呼出しによる診療が度重なることにより、上限を上回る医師が若干名出てきている状況です。

以上、答弁といたします。

議長（湯井廣志君） 中澤秀平君。

議員（中澤秀平君） 過去2年間の状況をお知らせいただきました。過去2年間から比べると医師の時間外勤務時間は減少していると、上限を超えて働いている方も少なくなっているということですが、しかし、依然として上限を超えて勤務をしている医師の方が今年度もいらっしゃるということでお答えがありました。

来年度からは960時間の上限規制内にこの時間外勤務時間を抑えることができるのか、働き方改革への対応をどのように考えているかお伺いをいたします。上限規制は基本的にA水準と呼ばれる区分の年960時間が上限となると思いますが、特例でB水準、C水準ということで、年間1,860時間まで上限を緩和できるという区分も設けられているようです。こうした区分への適用についてもどのように考えているかお伺いいたします。

議長（湯井廣志君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（三井清光君） お答えいたします。

これまでの我が国の医療は、医師の長時間労働により支えられており、今後、医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想されると国は示しております。このようなことを受け、本組合においては医師が健康に働き続けることのできる環境を整備し、患者さんに対して医療の質、安全を確保することが

最も重要であると考えております。

なお、これまで専ら医師が行っていた治療行為を、特別な訓練を受け認定を得た看護師が代行するタスクシフトや、長時間勤務を強いられた医師に対しては勤務間インターバルを実施するなど、医師の勤務負担軽減に努めていきたいと考えております。

また、国が示す医師の働き方改革においては、地域の医療提供体制を確保するために、時間外勤務の上限が年960時間のA水準を超えざるを得ない医師に対して、時間外勤務の上限を年1,860時間とするB水準の適用を受けることができるかとされております。当院においてもB水準の対象となる医師が若干名おりますけれども、今後、全ての医師がA水準の勤務対象者となるよう、医師の勤務シフトの見直しなどを行いながら、時間外勤務の抑制に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（湯井廣志君） 中澤秀平君。

議員（中澤秀平君） 働き方改革として法令に定められている範囲で適用していく、対応していくということだと思います。しかし、医師の働き方改革は、さきに申し上げたとおり、一般の労働者と比べて長時間の労働時間が容認されているという内容であり、法令の範囲内であっても、過労によって健康を害することが懸念される長時間勤務は依然として認められている内容となっています。例えば月の時間外勤務の上限は100時間とされていますが、本来、過労死ラインと呼ばれるのは月80時間ということで、既にこの点でも健康を害する基準が規定されているということになっています。960時間の年の時間外勤務の上限を超えざるを得ない医師に対しては、1,860時間を上限とする基準を適用させて対応するという点についても、やむを得ないものであることは十分に承知をしていますが、問題の根本解決につながるものではないかと思います。

地域の方からもある診療科では、待ち時間が毎回長く、いつも混雑していることから、1人の先生に負担が集中しているのではないかなというような心配の声も上がっています。長時間労働を是正することで地域医療体制に不備が生じることは避けるべきではありますが、医師の方の無理な働き方によって診療や患者へのサービスに影響を及ぼして、医療の質が落ちることも懸念がされることです。働き方改革がどうにか法令の範囲内に時間外勤務を収めるように働き方を改めるということにとどまらず、医師の長時間労働に依存する医療体制を根本から改善することで、医師の方の長時間労働をなくしていくという方向で実現されるべきというふうに考えます。そのことでこそ、患者本位の医療サービスの提供がより高いレベルで実現できるのではないかと思います。病院としての今後の取組についてどのように考えているか、最後にお伺いいたします。

議長（湯井廣志君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（塚田義人君） 病院長としてお答えいたします。

収益を上げなきゃいけないというこの議会の話の後で、今度は働き過ぎについての方針ですけれども、これまで診療部も、本当に働き過ぎたくてしているわけではなくて、そうせざるを得ないという苦しい状況にあります。特にこのような急性期の病院、夜間ですとか休日の救急車を受けている病院というのは、どうしても勤務時間が長くなります。当直、宿直があるため、連続勤務となり一睡も出来ないまま朝を迎える事となり、その方は翌日の勤務をどうするのかという事であります。

24年度の本格稼働に向けまして、診療部の皆さんにも概要を細かく説明してきました。そして、どういう取組をしていけば、それも要求に応えられるかということ、その都度説明してきました。この2年間で時間外が大幅に減りました。一つには、昼間ずっと働き詰めではなくて、一応漫然としている時間はきっとあるはずです。事務作業も夕方から始めるのではなくて、そういう漫然とした時間をしっかり使ってくださいと。そして、カンファレンスを6時から始めることが多かったんです。講演会ですとか、合同カンファレンス、そして会議ですね、それらを5時半にしまして、なるべくコンパクトに30分で終わるようにして6時には終わるようにしました。それ以降、どうしても患者さんの状態で残らざるを得ない方は仕方ありませんけれども、勉強する方は自己研鑽ということで、時間外労働としてカウントしないでくださいということで、大分この2年間、成果が上がってきました。

ただ、どうしても診療科の特性上、そして人数ですね、医師不足の中で急性期医療を担わざるを得ないところで、どんなに効率を上げたとしても、規定の960時間を超えてしまう人は若干出てきます。これは究極的には人が増えるしかないんですけれども、2035年までの猶予期間、それまでの間に解決を図ってくださいということになっています。もちろん過労死ラインを越えつつある医師の精神的な、そして身体的なケアを細かに行わなきゃいけないという、そういう条件はありますけれども、その辺、事務方を通じて勤務時間をしっかり把握しまして、過労にならないような措置を講じるつもりではおります。

あと、患者さんに協力していただきたいことは、初診のところで紹介状なしで気楽にかかれる病院であったわけですが、だんだんハードルが高くなってきて、待ち時間を短くするためには、やはり紹介状を持った方を繰り上げてまず診る、そういうコンパクトな外来にせざるを得なくなってきました。

それから、病状説明、これは仕事を持っている家族にしてみますと、夕方6時、7時に家族の方の病状を聞きたいという要望が強いわけですが、

我々の勤務時間の中で来ていただく、看護師さんも夕方になりますと手薄の中で病状説明等をせざるを得ませんので、これは家族にとっては不便になりますけれども、我々の働き方を優先しますと、そういったところに協力していただく。

それから、夜間、状態が悪くなってお看取りのところで、今までは主治医が責任を持って夜駆けつけたことがありました。今でも場合によっては来ますけれども、当直の先生にお看取りだけをお任せして、ご家族には今夜は厳しい状態ですということを十分伝えてあって、主治医としては駆けつけられませんけれども、よろしく願いますという形で、これもサービスの低下と言われれば仕方ありませんけれども、スタッフの負担を考えると、そういったところにはご理解をいただきたいと思っています。

待ったなしのところに来てはいますけれども、急性期の病院の中で、人手不足の中で、時代の要請に応えなければいけないところで、先ほどのことで努力を続けていきたいと思えます。

以上といたします。

議長（湯井廣志君） 以上で中澤秀平君の質問を終わります。

以上で発言通告のありました一般質問は終了いたします。

---

#### 字句の整理の件

議長（湯井廣志君） お諮りいたします。本会議で議決されました議案については、会議規則第38条の規定に基づき、その条項、字句、数字等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（湯井廣志君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理は議長に委任することに決しました。

---

#### 管理者挨拶

議長（湯井廣志君） この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

管理者（新井雅博君） 閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

議員皆様におかれましては、長時間にわたり慎重ご審議の上、全てご決定を賜りまして、誠にありがとうございました。

議員皆様方から賜りましたご意見、ご指導に対しましては、しっかりと受け止めさせていただきまして、今後の地域の中核病院として、地域住民の皆さんから信頼される医療の充実に努めるとともに、病院の健全経営により一層の努

力をしてまいる所存でございますので、引き続きのご支援とご指導をお願い申し上げます。

結びに、議員各位におかれましては、十分お体にはご自愛をいただきまして、ますますご活躍をいただきますようにご祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

---

#### 閉会

議長（湯井廣志君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和6年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時26分閉会

会議規則第77条の規定により下記に署名する。

議 長 湯 井 廣 志

署名議員 中 澤 秀 平

署名議員 荒 木 征 二